

経済産業大臣

茂木 敏充 様

要 請 書

平成26年4月

福 井 県

昨年12月に国の総合資源エネルギー調査会がとりまとめた「エネルギー基本計画に対する意見」に基づき、今年11日に新たな「エネルギー基本計画」が閣議決定された。

新計画は、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付け、引き続き活用する方針を示している。政府は、こうした原子力発電の果たすべき役割について、広く県民・国民の理解を求めていくことが重要である。

特に、これまで国のエネルギー政策に全面的に協力してきた立地地域は、原子力発電所の長期停止等により、産業・雇用の面において困難な状況に置かれている。

また、今後原子力発電所の廃炉が現実の問題となり、施設が解体・更地化されるまでの長期の安全対策、使用済核燃料の中間貯蔵、原子力発電所に過度に依存しない新たな産業づくりなどは喫緊の課題である。

政府においては、新計画の推進に当たり、次に掲げる事項について早急に対応・実現するよう強く要請する。

平成26年4月17日

福井県知事 西川 一誠

I エネルギー政策について

1 国民理解の促進と計画の実行について

「エネルギー基本計画」の内容については、政府が確信をもって国民に対し丁寧に説明し、国民の理解と信頼の下で揺るぎなく実行すること

2 エネルギーベストミックスの明確化等について

(1) エネルギーベストミックスについては、2020年以降の温室効果ガスの削減目標を決める2015年のCOP21に向け、早期に具体的な数値を示すこと

(2) 原子力については、今後確保する規模を早期に明確にし、古い原発の廃炉と安全性を徹底的に高めた安全炉への転換について方針を示すこと

3 使用済核燃料の中間貯蔵について

「使用済核燃料の中間貯蔵」については、「使用済核燃料対策協議会」を早急に設置し、消費地の分担と協力の下で新たな地点の可能性について具体的検討を開始すること

4 電力システム改革への対応について

電力システム改革により競争が進展した環境下においても原子力発電所が安全に維持・活用されるよう、原子力発電の実施主体の確保、事故時や廃炉の責任主体の明確化等の課題について対応策を明らかにすること

5 エネルギー教育の推進

原子力をはじめ様々な電源の特徴について国民一人ひとりが正しい知識を身に付けられるよう、学校教育等におけるエネルギー教育を一層充実すること

Ⅱ 原子力安全・防災対策について

1 原子力災害制圧道路の早期整備について

原子力災害制圧道路については、国の交付金により財源が確保されてきており、引き続き、国の特別な財政支援措置を継続し早期整備を図ること

Ⅲ 原子力立地地域の振興について

1 廃炉への国の対応について

新計画では「原発依存度を可能な限り低減させる」としており、今後立地地域においては廃炉が現実の問題となる。

国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、国が特別立法等により新産業の創出・企業誘致等について最大限の支援を行うこと

2 電源三法交付金制度の充実強化について

(1) 原子力発電所の長期停止による立地地域経済の停滞に対し、独自の産業・雇用対策を実施するための新たな交付金制度を創設すること

(2) 原子力発電所の安全確保のための運転停止期間については、引き続き電源三法交付金の「みなし規定」を適用し、交付水準を維持すること

(3) 電源三法交付金について、立地地域における発電施設の解体撤去（更地化）が完了するまでを交付対象期間とすること

(4) 電源三法交付金について、自治体を実質的な負担なく事業を行えるよう他の交付金の充当を認めるなど、自治体の裁量の範囲を広げること

3 エネルギー研究開発拠点化計画の推進について

本県に設置される原子力リスク्यूについて、世界最高水準の活動機関として十分な施設規模、多様な緊急時対応資機材を確保するよう、電力事業者に対し指導すること

4 日本海側におけるLNG関連インフラの整備・多角化について

国土強靱化やエネルギーの安定供給の観点から、日本海側におけるLNG受入基地やガスパイプライン等の整備等に向け、以下について国が主体的に取り組むこと

- (1) 本県の敦賀港にLNG受入基地を整備するとともに、基地から彦根までのガスパイプラインを整備すること
- (2) 原子力発電所が集中立地する本県には既に送電網が整備されており、それを活用したLNG火力発電所の整備を促すこと